

○うるま市都市公園条例施行規則

平成17年4月1日

規則第149号

改正 平成17年11月1日規則第197号

平成21年5月22日規則第32号

平成22年3月15日規則第9号

平成31年4月1日規則第16号

令和2年10月1日規則第58号

(趣旨)

第1条 この規則は、うるま市都市公園条例（平成17年うるま市条例第141号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(都市公園の名称、位置)

第1条の2 条例第1条に規定する公園の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(運動施設の敷地面積の基準の特例)

第1条の3 条例第2条の7のただし書で規定する公園は、別表第2のとおりとする。

(都市公園以外の公園の名称及び位置)

第1条の4 条例第18条の2で規定する公園は、別表第3のとおりとする。

(行為許可申請書)

第2条 条例第4条第1項に掲げる行為の許可を受けようとする者は、行為開始の日の3日前までに都市公園内行為許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(公園施設の設置又は管理許可申請書)

第3条 公園施設の設置の許可を受けようとする者は、工事着手開始の日の15日前までに公園施設設置許可申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

2 公園施設の管理の許可を受けようとする者は、管理開始の日の15日前までに公園施設管理許可申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(有料公園施設利用許可申請書)

第4条 条例第7条第3項の規定により有料公園施設の利用許可を受けようとする者は、利用の3日前までに有料公園施設利用許可申請書（様式第4号）を市長に提出し

なければならない。ただし、テント及びシャワー設備については、この限りでない。

(有料公園施設の利用時間及び休場日)

第5条 有料公園施設の利用時間及び休場日は、次の各号に定めるところによる。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1) 利用時間 午前8時30分から午後10時まで

(2) 休場日 特別の理由により、市長が休場を必要と認めた日

(占有許可申請書)

第6条 公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園の占有の許可を受けようとする者は、工事着手の日の15日前までに都市公園占有許可申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(許可変更申請書)

第7条 条例第4条第1項に掲げる行為、公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占有の許可を受けた者は、その後に許可を受けた事項を変更しようとするときは、それぞれ第2条から第4条まで及び前条の規定に準じて、速やかに許可変更申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(許可書)

第8条 市長は、第2条から前条までの申請に対し許可したときは、次に定める許可書を交付する。ただし、テント及びシャワー設備の使用については、その使用料の納付をもって使用許可を受けたものとする。

(1) 第2条による申請を許可する場合 都市公園内行為許可書(様式第7号)

(2) 第3条第1項による申請を許可する場合 公園施設設置許可書(様式第7号の2)

(3) 第3条第2項による申請を許可する場合 公園施設管理許可書(様式第7号の3)

(4) 第4条による申請を許可する場合 都市公園占有許可書(様式第7号の4)

(5) 第7条による申請を許可する場合 変更許可書(様式第7号の5)

(使用料の計算方法)

第9条 使用料の計算方法は、次に定めるところによる。

(1) 1時間を単位として定めてある場合は、1時間未満の端数は1時間とみなす。

- (2) 1日を単位として定めてある場合は、1日未満の端数は1日とみなす。
- (3) 1月を単位として定めてある場合において、使用期間に端数を生じたときは、その日数に応じて、日割計算により算定する。
- (4) 1年を単位として定めてある場合において、使用期間に端数を生じたときは、その月数に応じて、月割計算により算定する。
- (5) 1平方メートルを単位として定めてある場合は、1平方メートル未満の端数は1平方メートルとみなす。
- (6) 1メートルを単位として定めてある場合は、1メートル未満の端数は1メートルとみなす。

(使用料の減免)

第10条 条例第13条の3の規定による使用料の減免は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定による学校又は幼稚園若しくは保育所等が教育上の目的で利用するとき。
- (2) 政府、地方公共団体又は公共団体が、公用若しくは公益のために利用し、又は占有するとき。
- (3) その他市長が特に必要と認めたとき。

2 前項の規定により、使用料の減免を受けようとする者は、都市公園使用料減免申請書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、使用料の減免を許可したときは、都市公園使用料減免許可書（様式第9号）を交付する。

(使用料の還付)

第11条 条例第13条の4のただし書きの規定による使用料の還付は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (1) 市長が条例第14条第2項の規定により処分をし、又は必要な措置を命じたとき。
- (2) 不可抗力により、都市公園を利用できなくなったとき。
- (3) 都市公園の利用又は占有開始の日の5日前までに、許可の取消しを申し出た

とき。

- 2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、公園使用料還付申請書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（届出）

- 第12条 条例第17条の規定による届出は、届書（様式第11号）によらなければならない。

（指定管理者の指定申請書等）

- 第13条 条例第22条に規定する申請は、都市公園指定管理者指定申請書（様式第12号）に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- （1） 法人である団体にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- （2） 法人でない団体にあつては、定款又は寄附行為に相当する書類及び代表者の身分証明書（市長が発行するものに限る。）
- （3） 申請に係る業務の実施の方法を記載した書類
- （4） 最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）
- （5） 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書類
- （6） その他市長が必要と認める書類

（指定管理者の指定）

- 第14条 市長は、条例第23条第1項又は第24条の規定により指定管理者に指定されたものに対し、都市公園指定管理者指定通知書（様式第13号）により通知するものとする。

（指定管理者の指定の取消し等）

- 第15条 市長は、条例第25条第1項の規定により、指定の取消し又は管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられた指定管理者に次に定める通知書により通知するものとする。

- （1） 条例第25条第1項による指定の取消等を通知する場合 都市公園指定管理者指定取消等通知書（様式第14号）
- （2） 条例第25条第1項による業務停止を通知する場合 都市公園管理業務停止

通知書（様式第14号の2）

（協定の締結）

第16条 条例第28条の規定による協定で定める事項は、次のとおりとする。

- （1） 公園の管理運営に関する事項
- （2） 指定期間に関する事項
- （3） 公園の維持管理費に関する事項
- （4） 利用料金及び利用時間に関する事項
- （5） 事業報告書の作成及び提出に関する事項
- （6） 指定の取消し及び管理業務の全部又は一部の停止に関する事項
- （7） その他公園の状況に応じて定める事項

（承認申請書）

第17条 指定管理者は、条例第13条の2第1項、条例第13条の4、第5条の規定による承認を得ようとするときは、次に定める申請書を市長に提出しなければならない。

- （1） 条例第13条の2第1項による申請を承認する場合 都市公園利用料金の後納承認申請書（様式第15号）
- （2） 条例第13条の4第1項による申請を承認する場合 都市公園利用料金の還付承認申請書（様式第15号の2）
- （3） 第5条による申請を承認する場合 都市公園利用時間等の変更承認申請書（様式第15号の3）
- （4） 第10条による申請を承認する場合 都市公園利用料金の減免承認申請書（様式第15号の4）

2 市長は、前項の申請に対し承認又は不承認としたときは、都市公園承認（不承認）通知書（様式第16号）を指定管理者に通知するものとする。

（事業報告書）

第18条 条例第31条に規定する書面は、都市公園事業報告書（様式第17号）によるものとする。

（指定管理者が指定する都市公園における規則の適用）

第19条 第2条、第4条から第5条、第7条から第8条、第10条第1項第3号及び

第2項及び第3項、第11条第1項第1号及び第2項の規定は、指定管理者が管理する都市公園について準用する。この場合において、第2条、第4条、第7条から第8条、第10条第2項及び第3項、第11条第1項第1号及び第2項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第5条中「市長が必要と認めるとき」及び第10条第1項第3号中「その他市長が特に必要と認めたとき」とあるのは、「指定管理者が、あらかじめ市長の承認を得たとき」と読み替えるものとする。

(補則)

第20条 この規則に定めるもののほか、都市公園の管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の具志川市都市公園条例施行規則（平成6年具志川市規則第8号）、石川市都市公園条例施行規則（平成6年石川市規則第16号）、勝連町都市公園条例施行規則（平成12年勝連町規則第24号）又は与那城町都市公園条例施行規則（平成5年与那城町規則第8号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成17年11月1日規則第197号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年5月22日規則第32号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月15日規則第9号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年10月1日規則第58号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後のうるま市都市公園条例施行規則の規定は、令和2年7月1日から適用する。

別表第 1 (第 1 条の 2 関係)

種別	名称	位置
街区公園	市民広場	うるま市みどり町一丁目 1 番 1 1
	太陽公園	うるま市みどり町一丁目 9 番 1
	パンダ公園	うるま市みどり町二丁目 2 1 番 1
	わんぱく公園	うるま市みどり町三丁目 5 番 1
	エンジェル公園	うるま市みどり町三丁目 1 7 番 1
	のびのび公園	うるま市みどり町四丁目 9 番 1
	ビーバー公園	うるま市みどり町五丁目 1 7 番 1
	さくら公園	うるま市みどり町六丁目 9 番 1
	みどり公園	うるま市みどり町六丁目 1 0 番 2 2
	具志川番所跡公園	うるま市字具志川 4 5 番 2
	田場公園	うるま市字田場 8 2 9 番 1
	安慶名第 2 公園	うるま市字田場 2 0 3 9 番
	西原第一公園	うるま市字西原 1 2 6 番
	安慶名第 3 公園	うるま市安慶名一丁目 5 番
	安慶名第 4 公園	うるま市安慶名一丁目 4 2 7 番 2
	安慶名第一公園	うるま市安慶名三丁目 3 0 8 番
	宇堅公園	うるま市字宇堅 7 7 0 番 1
	喜仲公園	うるま市喜仲二丁目 8 3 6 番 3
	いーしぬめー公園 (江洲第 3)	うるま市字江洲 1 7 7 番 1
	なかばる公園 (江洲第 4)	うるま市字江洲 3 0 3 番・3 0 1 番 2
	江洲中央公園 (江洲第 1)	うるま市字江洲 2 3 2 番
	さんかく公園	うるま市字宮里 2 0 7 番 1
	げんき公園	うるま市字宮里 2 6 3 番 2
	宮里公園	うるま市字宮里 3 3 0 番
	交通安全広場	うるま市字赤道 8 番 2
	希望の広場	うるま市字赤道 2 5 4 番 3
	がじゅまる公園	うるま市字赤道 5 0 2 番 3 9

ひまわり公園	うるま市字赤道５７８番８０
あだん公園	うるま市字赤道９７１番１
スポーツ広場	うるま市字赤道１７５番２
豊原農村公園	うるま市字豊原３４４番１
下原スポーツ広場	うるま市字塩屋２６９番５・字豊原４ ２５番３外
前原農村公園	うるま市字前原１９７番
高江洲農村公園	うるま市字高江洲５４番７
川田公園	うるま市字川田２６１番
栄野比公園	うるま市字栄野比１００６番１
上平良川公園	うるま市字喜屋武６２７番１
川崎公園	うるま市字川崎２２２番５
どんぐりフレンドパーク	うるま市字兼箇段１８６８番
東山ふれあい公園	うるま市石川東山二丁目１１番１
東山第三公園	うるま市石川東山一丁目２０番
東山公園	うるま市石川東山本町一丁目２４３４ 番１
赤崎公園	うるま市石川赤崎二丁目２１番７４
赤崎第二公園	うるま市石川赤崎二丁目３８番２
世栄津の森公園	うるま市石川二丁目７３７番１
渡口公園	うるま市石川二丁目２６９番１
富森公園	うるま市石川曙三丁目２７４２番
長佐久公園	うるま市石川曙二丁目２７７１番
前原公園	うるま市石川東恩納９５７番４
わかば公園	うるま市石川東恩納９７５番２
東恩納公園	うるま市石川東恩納４８０番２
親田原公園	うるま市石川一丁目７２１番１
石川運動広場	うるま市石川２３１６番
与那城公園	うるま市与那城１９７番

	屋慶名東公園	うるま市与那城屋慶名 1 5 6 3 番
	屋慶名西公園	うるま市与那城屋慶名 1 1 8 8 番
	平安座東公園	うるま市与那城平安座 5 0 9 番 1
	西原公園	うるま市与那城西原 8 0 3 番
	桃原公園	うるま市与那城桃原 3 3 7 番
	平安名公園	うるま市勝連平安名 5 2 9 番 1
	平安名第二公園	うるま市勝連平安名 3 4 5 番 2
	内間公園	うるま市勝連内間 9 3 7 番
	南風原公園	うるま市勝連南風原 4 7 6 0 番 1
	南風原第二公園	うるま市勝連南風原 4 2 1 2 番
	津堅公園	うるま市勝連津堅 1 5 4 2 番
	浜公園	うるま市勝連浜 3 8 4 番 1
	比嘉公園	うるま市勝連比嘉 5 8 2 番
	シートピア勝連公園（１号）	うるま市勝連南風原 3 1 4 3 番 2 5
	シートピア勝連公園（２号）	うるま市勝連南風原 3 1 4 3 番 8
	平敷屋運動広場（ゲートボール場）	うるま市勝連平敷屋 3 8 2 1 番 1 8
	うまんちゅ健康文化交流広場	うるま市字宮里 8 7 1 番 1
近隣公園	昆布公園	うるま市字昆布 1 8 3 2 番 3 5 4
	伊波公園	うるま市石川伊波 9 5 0 番 1
	平安座西公園	うるま市与那城平安座 9 3 9 3 番
	宮城中央公園	うるま市与那城宮城 1 7 0 番 6
	平敷屋公園（タキノー）	うるま市勝連平敷屋 3 4 7 2 番
	南風原ふれあいパーク	うるま市勝連南風原 9 4 8 番
	浦ヶ浜公園	うるま市勝連平敷屋 3 7 8 4 番 2 2
	浜漁港緑地公園	うるま市勝連浜 1 1 1 番 3
	キャロット愛ランド	うるま市勝連津堅 2 6 2 9 番 1
地区公園	喜屋武マープ公園	うるま市喜仲四丁目 1 6 5 番 1
	安慶名中央公園	うるま市字安慶名 1 0 4 5 番
	石川公園	うるま市石川白浜二丁目 3 番 1

運動公園	具志川運動公園	うるま市字大田４２３番
総合公園	与那城総合公園	うるま市与那城中央４番
風致公園	野鳥の森自然公園	うるま市字宇堅１４４５番
都市緑地	都市緑地 世栄津の森	うるま市石川一丁目４９７番１
	あけぼの公園	うるま市石川曙二丁目２８１０番１
	前原西公園	うるま市石川山城１７０９番１
	石川市民の森公園	うるま市石川３２７７番
	さくらんぼ公園	うるま市石川山城１７１４番
	石川緑地広場	うるま市石川１３１１番１
	石川イッペーの森	うるま市石川東山二丁目６番１

別表第２（第１条の３関係）

種別	名称	位置
運動公園	具志川運動公園	うるま市字大田４２３番
総合公園	与那城総合公園	うるま市与那城中央４番

別表第３（第１条の４関係）

種別	名称	位置
その他	川敷原第２区画整理地内	うるま市字具志川３２４２番１
	安慶名プロムナード	うるま市安慶名一丁目８番
	兼箇段公園	うるま市字兼箇段１９１３番２０
	仲嶺ハイツ公園	うるま市字仲嶺５３０番４２
	キャッスル公園	うるま市石川伊波４２９番
	美原地区公園	うるま市石川東恩納１４５７番１０
	高原展望台	うるま市石川山城１４６８番１５８
	石川浄水場広場	うるま市石川東恩納２９５番
	うみんちゅ広場	うるま市勝連南風原５１９５番
	シルミチュー公園	うるま市勝連比嘉１９０２番
	勝連総合グラウンド	うるま市勝連平安名２７２５番
	照間農村公園	うるま市与那城照間１００２番１
	饒辺農村公園	うるま市与那城饒辺３０３番１

	上原農村公園	うるま市与那城上原 3 8 番 1
	伊計農村公園	うるま市与那城伊計 1 7 3 番 1

都 市 公 園 内 行 為 許 可 申 請 書							
年 月 日							
うるま市長		様					
住所 申請者 氏 名 連絡先							
次のとおり都市公園を利用したいので申請します。							
行為を行う都市公園 の 名 称 及 び 場 所							
行 為 の 目 的							
行 為 の 内 容							
利 用 す る 面 積							
公 園 施 設 の 構 造							
行 為 の 日 時	年 月 日から 年 月 日まで 日間						
入 場 料 徴 収 の 有 無	有 ・ 無						
その他必要事項							
上記申請について、行為許可証書を交付してよろしいでしょうか。							
受	付	年 月 日	決 裁	決 裁	課長	係長	係
許	可	年 月 日					

- 12 -

様式第2号(第3条関係)

公園施設設置許可申請書	
年 月 日	
うるま市長	様
住所	
申請者	氏名 ㊟
連絡先	
次のとおり公園施設を設置したいので申請します。	
公園施設の名称 及び場所	
設置の目的	
設置の期間	年 月 日から 年 月 日まで
公園施設の構造及び その他必要書類	
公園施設の 管理の方法	
工事实施の方法	
工事の着手及び 完了の時期	着手 年 月 日 完了(予定) 年 月 日
都市公園の復旧方法	
公園施設の種類 及び数量	
使用料徴収の有無	
その他必要事項	

(注) 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には、名称及び代表者の氏名を記載し、担当者と連絡先を記入する。

様式第3号(第3条関係)

公 園 施 設 管 理 許 可 申 請 書 年 月 日 うるま市長 様 住 所 申請者 氏 名 ㊟ 連絡先 次のとおり公園施設を管理したいので申請します。	
公 園 施 設 の 名 称 及 び 場 所	
管 理 の 目 的	
管 理 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
公 園 施 設 の 種 類 及 び 数 量	
管 理 の 方 法	
入 場 料 徴 収 の 有 無	
そ の 他 必 要 事 項	

(注) 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には、名称及び代表者の氏名を記載し、担当者と連絡先を記入する。

有 料 公 園 施 設 利 用 許 可 申 請 書							
年 月 日							
うるま市長 様							
住 所 申請者 氏 名 連絡先 (団体の場合は、団体名及び代表者名)							
次のとおり有料公園施設を利用したいので申請します。							
利用する都市公園 及び施設の名 称							
利 用 目 的	(使用人員 人)						
利 用 内 容							
附属設備利用の有無							
利 用 日 時	自	年	月	日 ()	時	分から	日間
	至	年	月	日 ()	時	分まで	時間
入場料徴収の有無	有 ・ 無						
そ の 他 必 要 事 項							
上記申請について、都市公園行為許可書を交付してよろしいでしょうか。							
受 付	年 月 日	決 裁	決 裁	課長	係長	係	
許 可	年 月 日						

- 15 -

様式第5号(第6条関係)

都 市 公 園 占 用 許 可 申 請 書 年 月 日 うるま市長 様 住 所 申請者 氏 名 ㊟ 連絡先 次のとおり都市公園を占用したいので申請します。	
占用する都市公園の 名 称 及 び 場 所	
占 用 の 目 的	
占 用 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
占用工作物又は 施 設 の 構 造	
占 用 物 件 の 管 理 の 方 法	
工 事 実 施 の 方 法	
工 事 の 着 手 及 び 完 了 の 時 期	着 手 年 月 日 完了(予定) 年 月 日
都市公園の復旧方法	
入場料徴収の有無	
そ の 他 必 要 事 項	

(注) 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には、名称及び代表者の氏名を記載し、担当者と連絡先を記入する。

様式第6号(第7条関係)

許 可 変 更 申 請 書 年 月 日 うるま市長 様 住 所 申請者 氏 名 ㊟ 連絡先 次のとおり変更したいので申請します。	
許 可 さ れ た 事 項	
許 可 番 号 及 び 年 月 日	第 号 年 月 日
変 更 事 項	
変 更 理 由	
そ の 他 必 要 事 項	

(注) 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には、名称及び代表者の氏名を記載し、担当者と連絡先を記入する。

様式第7号(第8条関係)

年 月 日	
様	
うるま市長 印	
都 市 公 園 内 行 為 許 可 書	
年 月 日申請のあった都市公園の利用許可については、次のとおり許可します。	
行為を行う都市公園 の 名 称 及 び 場 所	
行 為 の 目 的	
行 為 の 内 容	
使 用 す る 面 積	
公 園 施 設 の 構 造	
行 為 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
入 場 料 徴 収 の 有 無	
そ の 他 必 要 事 項	
許 可 条 件 別紙許可条件による。	

様式第7号の2(第8条関係)

第 号 年 月 日	
住 所 氏 名 様	
うるま市長 印	
公 園 施 設 設 置 許 可 書	
年 月 日申請のあった都市公園施設の設置については、次のとおり許可 します。	
公 園 施 設 の 名 称 及 び 場 所	
設 置 の 目 的	
設 置 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
公 園 施 設 の 構 造	
公 園 施 設 の 管 理 の 方 法	
工 事 実 施 の 方 法	
工 事 の 着 手 及 び 完 了 の 時 期	着 手 年 月 日 完了(予定) 年 月 日
都市公園の復旧方法	
公 園 施 設 の 種 類 及 び 数 量	
使用料徴収の有無	
そ の 他 必 要 事 項	
許 可 条 件 別紙許可条件による。	

様式第7号の3(第8条関係)

第 号 年 月 日	
住 所 氏 名 様	
うるま市長 印	
公 園 施 設 管 理 許 可 書	
年 月 日申請のあった公園施設の管理については、次のとおり許可します。	
公 園 施 設 の 名 称 及 び 場 所	
管 理 の 目 的	
管 理 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
公 園 施 設 の 種 類 及 び 数 量	
管 理 の 方 法	
入 場 料 徴 収 の 有 無	
そ の 他 必 要 事 項	
許 可 条 件 別紙許可条件による。	

様式第7号の4(第8条関係)

第 号 年 月 日	
住 所 氏 名 様	
うるま市長 印	
都 市 公 園 占 用 許 可 書	
年 月 日申請のあった都市公園の占用については、次のとおり許可します。	
占用する都市公園の 名 称 及 び 場 所	
占 用 の 目 的	
占 用 の 期 間	
占用工作物又は 施 設 の 構 造	
占 用 物 件 の 管 理 の 方 法	
工 事 実 施 の 方 法	
工事の着手及び 完 了 の 時 期	着 手 年 月 日 完了(予定) 年 月 日
都市公園の復旧方法	
入場料徴収の有無	
そ の 他 必 要 事 項	
許 可 条 件 別紙許可条件による。	

様式第7号の5(第8条関係)

第 号 年 月 日 住 所 氏 名 様 うるま市長 印 変 更 許 可 書 年 月 日申請のあった許可変更については、次のとおり許可します。	
許 可 さ れ た 事 項	
許 可 番 号 及 び 年 月 日	第 号 年 月 日
変 更 事 項	
変 更 理 由	
そ の 他 必 要 事 項	
許 可 条 件 別紙許可条件による。	

都 市 公 園 使 用 料 減 免 申 請 書							
年 月 日							
うるま市長 様							
住 所 申請者 氏 名 連絡先							
次のとおり都市公園使用料の減額・免除を申請します。							
都 市 公 園 の 名 称 及 び 場 所							
許 可 を 受 け た 行 為 又 は 公 園 施 設 若 し く は 占 用 物 件 及 び 数 量							
減 額 免 除 の 理 由							
上記申請について、使用料減免許可書を交付してよろしいでしょうか。							
受 付	年 月 日	決 裁	決 裁 印	部 長	課 長	係 長	係
許 可	年 月 日						

- 23 -

様式第9号(第10条関係)

年 月 日 様 うるま市長 印 都 市 公 園 使 用 料 減 免 許 可 書 年 月 日申請のあった都市公園の使用料の減額・免除については、次の とおり許可します。	
都 市 公 園 の 名 称 及 び 場 所	
許 可 を 受 け た 行 為 又 は 公 園 施 設 若 し く は 占 用 物 件 及 び 数 量	
使 用 年 月 日	年 月 日
減 免 額	
そ の 他 必 要 事 項	

様式第10号(第11条関係)

公 園 使 用 料 還 付 申 請 書

年 月 日

うるま市長 様

住 所
申請者 氏 名
連絡先

公園使用料の還付をしてくださるよう下記のとおり申請します。

記

許 可 年 月 日	年 月 日
許 可 を 受 け た 事 項	
既 に 納 め た 使 用 料 の 額	
還 付 を 受 け よ う と す る 額	
還 付 を 受 け よ う と す る 理 由	
そ の 他 必 要 事 項	

(注) 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には、名称及び代表者の氏名を記載し、担当者と連絡先を記入する。

様式第11号(第12条関係)

届 書 年 月 日 うるま市長 様 住 所 申請者 氏 名 ㊟ 連絡先 次のとおり届けます。	
都 市 公 園 の 名 称 及 び 場 所	
許 可 番 号 及 び 許 可 年 月 日 又 は 受 令 年 月 日	第 号 年 月 日
届 出 事 項	
そ の 他 必 要 事 項	

(注) 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には、名称及び代表者の氏名を記載し、担当者と連絡先を記入する。

様式第 1 2 号（第 1 3 条関係）

年 月 日

都市公園指定管理者指定申請書

うるま市長 様

所在地
名称
代表者 ㊟

都市公園の管理に係る指定管理者の指定を受けたいので、うるま市都市公園条例第 2 2 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 法人である団体にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 2 法人でない団体にあつては、代表者の身分証明(市区町村長が発行するものに限る。)及び定款又は寄附行為に相当する書類の写し
- 3 申請に係る業務の実施の方法を記載した書類
- 4 最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類(申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録)
- 5 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書類
- 6 その他市長が必要と認める書類

様式第 13 号（第 14 条関係）

第 号
年 月 日

様

うるま市長



都市公園指定管理者指定通知書

うるま市都市公園条例第 23 条第 1 項（第 24 条）の規定により、次のとおり都市公園の指定管理者として指定します。

1 管理を行わせる都市公園の名称及び所在地

名 称 :

所在地 : うるま市

2 指定期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 指定の条件

- （1） 条例第 21 条に掲げる事業遂行に関する業務
- （2） 都市公園及び都市公園設備の維持管理に関する業務
- （3） 前各号に掲げるもののほか、都市公園の管理運営に関する業務で市長が別に定めるもの

4 その他

都市公園の利用料金及び管理業務の細目的事項については、別途締結する協定により定めるものとする。

様式第14号（第15条関係）

第 号
年 月 日

様

うるま市長



都市公園指定管理者指定取消等通知書

次のとおり、うるま市都市公園条例第25条第1項の規定により、指定管理者の指定を取り消します。

1 施設の名称

2 取消年月日

年 月 日

3 取消理由

4 教示

1 この処分に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、うるま市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、うるま市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、当該裁決の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると当該裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

様式第14号の2（第15条関係）

第 号
年 月 日

様

うるま市長



都市公園管理業務停止通知書

次のとおり、うるま市都市公園条例第25条第1項の規定により、管理業務の停止を通知します。

1 施設の名称

2 停止期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

3 停止対象業務（条例第21条関係）

4 停止理由

5 停止解除の要件

6 教示

1 この処分不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、うるま市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、うるま市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、当該裁決の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると当該裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第 1 5 号（第 1 7 条関係）

年 月 日

うるま市長 様

指定管理者 

都市公園利用料金の後納承認申請書

うるま市都市公園条例施行規則第 1 7 条第 1 項の規定により、下記のとおり許可したいので申請します。

都市公園の名称	
申請者	
許可年月日	
行為許可の内容	
利用料金	
後納を許可する事由	
備考	

様式第 1 5 号の 2（第 1 7 条関係）

年 月 日

うるま市長 様

指定管理者 

都市公園利用料金の還付承認申請書

うるま市都市公園条例施行規則第 1 7 条第 1 項の規定により、下記のとおり許可したいので申請します。

都市公園の名称	
申請者	
許可年月日	
行為許可の内容	
還付金額／（利用料金）	／ （ ）
還付を許可する事由	
備考	

様式第 1 5 号の 3（第 1 7 条関係）

年 月 日

うるま市長 様

指定管理者 

都市公園利用時間等の変更承認申請書

うるま市都市公園条例施行規則第 1 7 条第 1 項の規定により、下記のとおり変更したいので申請します。

都市公園の名称	
変更の種別	利用時間 / 休場日
変更の内容	
変更の事由	
備考	

様式第 1 5 号の 4（第 1 7 条関係）

年 月 日

うるま市長 様

指定管理者 

都市公園利用料金の減免承認申請書

うるま市都市公園条例施行規則第 1 7 条第 1 項の規定により、下記のとおり許可したいので申請します。

都市公園の名称	
申請者	
許可年月日	
行為許可の内容	
減免料金／（利用料金）	／ （ ）
減免を許可する事由	
備考	

様式第 1 6 号（第 1 7 条関係）

第 号
年 月 日

指定管理者 様

うるま市長 

都市公園承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあった都市公園承認申請について、下記のとおり承認したので、うるま市都市公園条例施行規則第 1 7 条第 2 項の規定により、通知します。

都市公園の名称	
承認申請の種別	
備考（承認の条件等）	

年 月 日付けで申請のあった都市公園承認申請について、下記のとおり不承認としたので、うるま市都市公園条例施行規則第 1 7 条第 2 項の規定により、通知します。

都市公園の名称	
承認申請の種別	
不承認の理由	

様式第 17 号（第 18 条関係）

年 月 日

うるま市長 様

指定管理者



都市公園事業報告書

うるま市都市公園条例第 31 条の規定により、事業報告書を作成したので提出いたします。

記

- 1 管理業務の実施及び利用の状況
- 2 利用料金又は利用に係る料金の収入の実績
- 3 管理に係る経費の収支状況
- 4 その他の書類等

様式第 1 号（第 2 条関係）
様式第 2 号（第 3 条関係）
様式第 3 号（第 3 条関係）
様式第 4 号（第 4 条関係）
様式第 5 号（第 6 条関係）
様式第 6 号（第 7 条関係）
様式第 7 号（第 8 条関係）
様式第 7 号の 2（第 8 条関係）
様式第 7 号の 3（第 8 条関係）
様式第 7 号の 4（第 8 条関係）
様式第 7 号の 5（第 8 条関係）
様式第 8 号（第 1 0 条関係）
様式第 9 号（第 1 0 条関係）
様式第 1 0 号（第 1 1 条関係）
様式第 1 1 号（第 1 2 条関係）
様式第 1 2 号（第 1 3 条関係）
様式第 1 3 号（第 1 4 条関係）
様式第 1 4 号（第 1 5 条関係）
様式第 1 4 号の 2（第 1 5 条関係）
様式第 1 5 号（第 1 7 条関係）
様式第 1 5 号の 2（第 1 7 条関係）
様式第 1 5 号の 3（第 1 7 条関係）
様式第 1 5 号の 4（第 1 7 条関係）
様式第 1 6 号（第 1 7 条関係）
様式第 1 7 号（第 1 8 条関係）